

令和2年4月15日

(一社)高知県トラック協会
会 員 各 位

(一社)高知県トラック協会

新型コロナウイルス感染症の拡大による健康診断の 受診時期の延期等対応について（お知らせ）

謹啓 時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

平素は、県ト協事業運営にご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、労働安全衛生法の規定に基づき、事業者は労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、定期的に必要な健康診断を行うことが義務付けられています。

しかしながら、今般、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を受け、厚生労働省より健康診断の実施時期を令和2年5月末日までの間（状況により延期された場合はその期日まで）、延期することとして差し支えないとの方針が示されました。

このことを踏まえ、国土交通省（トラック事業適正化対策室）におきましても、所定の期限までに健康診断が行われていない場合であっても、厚生労働省と同様に受診時期を延期したものと認める、柔軟な対応が示されました。

新型コロナウイルス感染拡大を早期に終息させるために、徹底した対応を講じていく必要があることから、現状をご理解頂き、延期期日終了後は、速やかに計画的に健康診断を受診頂く必要がございますので、各事業所におけるご対応をよろしくお願いいたします。

謹白